

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四九号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、農業委員会の設置に係る市町村の自主性を高めるとともに、その効率的な業務運営を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業委員会を置かないことができる市町村に係る農地面積の算定方法について、生産緑地地区以外の市街化区域内の農地面積を算定から除外することとする。

二、農業委員会が行う法令業務以外の業務について、農地に関する業務及び農業経営の合理化に関する業務等に重点化を図ることとする。

三、選挙による委員の下限定数を廃止し、市町村の条例に委任することとする。

四、団体の推薦に係る委員の推薦主体に土地改良区を追加するとともに、団体の組合員も委員として推薦することができることとするほか、議会の推薦に係る委員の定数の上限を五人から四人に引き下げることとする。

五、選挙による委員のうち特定の者を対象にその解任を請求することができることとする。

六、選挙による委員の定数が二十一人以上である農業委員会においては、農地部会を任意で設置することができることとする。農地部会以外の部会については、選挙による委員の定数に関わらず設置することができることとする。